

一・五を超え三・〇以下の場合	〇・六	〇・九	〇・五
三 (略)			

(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)
 第四条 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十三年国土交通省告示第五百四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>第二材料</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいづれかに該当するものうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号、以下「法」という。)第三十七条第一号の規定に適合するもの(ト)に該当するものに限る。若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの(ハ)からヘまでのいづれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものである。前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用することができ。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 直交集成板(平成十二年建設省告示第四百四十六号第一第二十三号に規定する直交集成板をいう。以下同じ。)(床版又は屋根版に用いる場合に限る。)</p> <p>四 (略)</p> <p>第四 床版</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二階以上の床版に直交集成板を使用する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ 一階の床版に直交集成板を使用する場合</p> <p>ヘ〜チ (略)</p>	<p>第二材料</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいづれかに該当するものうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号、以下「法」という。)第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの(ハ)からヘまでのいづれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものである。前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用することができ。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第四 床版</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ (新設)</p> <p>ヘ〜チ (略)</p>
---	---

<p>十 (略)</p> <p>第七 小屋組等</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 前号に掲げるもののほか、屋根版に直交集成板を使用する場合には、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。</p> <p>十四 前二号に掲げるもののほか、天井根太に軽量H形鋼を使用する場合には、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号の規定は、適用しない。</p>	<p>十 (略)</p> <p>第七 小屋組等</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十三 天井根太に軽量H形鋼を使用する場合には、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号の規定は、適用しない。</p>
---	---

(構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正)

第五条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件(平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二階以上の階の床版に直交集成板(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第二十二号に規定する直交集成板をいう。次号において同じ。)を使用する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 一階の床版に直交集成板を使用する場合</p> <p>へ〇七 (略)</p> <p>十 (略)</p>	<p>第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ〇七 (略)</p> <p>十 (略)</p>

附 則
この告示は、公布の日から施行する。